

茨城の教育

夏休みも在宅勤務を

組合の下館支部委員会で、「夏休みは在宅勤務ができないのか。県教委の考えを聞いてもらえないか」という話が参加した組合員から出ました。

翌日、県教委に確認の電話をしたところ、「5月18日の通知によって今も実施可能」という説明がありました。

5月18日の県教委の通知は「学校運営に支障のない範囲内において、在宅勤務の活用とともに、各学校における職員室等の執務空間の分散などによる感染リスクを低減するための取組を検討すること。特に、基礎疾患がある教職員や妊娠中および出産後の教職員等については、当該教職員との面談等により、よく状況を把握したうえで、引き続きその症状等を踏まえた配慮をすること」となっています。

新型コロナウイルス感染の第2波とも言える勢いで全国に感染拡大が続いており、茨城においても連日陽性者が出ている状

況です。

私たち教職員は、学校という大勢の人間が活動する中で、毎日感染リスクを抱えながら勤務しているのが現状です。自らが感染者とならないよう、業務に支障がない夏季休業中においては、感染拡大防止の観点から積極的に在宅勤務を行いましょ。

高齢教職員、持病を抱えた教職員は在宅勤務を

新型コロナウイルス感染のリスクという点からは、再任用者などの高齢教職員、妊娠中の教職員、糖尿病などの持病を持っている教職員は積極的に在宅勤務を行うべきだし、そうした教職員が気軽に在宅勤務ができる職場環境を作っていく必要があります。

また、特別支援学校は生徒数の急増で1校あたりの教職員の数が150人、200人を超える学校も少なくありません。3密を避けるといっても、教職員の数が多すぎ

茨城県高等学校教職員組合
水戸市平須町1番93

Tel 029-305-3075
e-mail iba-kou@mito.ne.jp

るのが一番の問題なので、特別支援学校は積極的に在宅勤務を組織的に行って、学校内での3密を改善する必要があります。

官制研修、校内研修の削減

ところが、県内の特別支援学校の場合、官制研修や校内研修が夏休みにたてこんでいて、夏休み後の教材研究や授業準備の時間もあるので、在宅勤務ができないというような声が組合に届いています。

残業時間の上限規制の問題にかかわって、文科省は「夏休みの研修を削減すべき」というような方針を出しています。

そもそも、通常の学校の仕事を後回しにして研修を行うことが問題です。これまでも組合では、県教委と研修を行う場合「学校行事が優先」という確

認をしています。

残業時間の上限規制が叫ばれている中で、官制研修や校内研修のために通常の仕事ができずに、結果的に長時間労働になるから在宅勤務ができないということは時代に逆行する話です。

校内研修も、高校の場合はテスト期間中の一日1時間程度行方が通常の形ですが、特別支援学校で通常日や夏休み期間に無制限に校内研修を行うことが問題です。校内研修も、通常業務の円滑な運営に資するために行うもので、通常業務を阻害するものであってはならないはず。

学校閉庁期間は自主研修、在宅勤務を

数年前から始まった夏休みの学校閉庁ですが、「閉庁期間は年休や振り替えて」という指示が管理職から出ている学校が少なくありません。

学校閉庁期間は、学校には入れないので、給特法に規定された職場を離れての自主研修や在宅勤務を行うべきです。

自主研修は事前に計画書を提出し、事後に報告書を提出することになっていますが、それほど大変なことではありません。

自主研修を行って、職責を遂行するための研究と修養に努めるべきです。また、在宅勤務を行うべきです。

20人学級のネット署名に協力を

コロナ対策の休校、学校再開、分散登校などのこの間の全国での取り組みを通して、感染症対策のために20人学級を実現すべきという声が全国から巻き起こっています。

20人学級を求めるネット署名の前文には「コロナは私たちに色々なことを教えてくれた。学校がないと、こんなにも大変だということ。学校は勉強もだいじだけれど、友だちと遊んだり、話したり、食べたり全部がだいじだったこと。先生やみんなと、ああでもないこうでもない考えるのが面白かったこと。

コロナで学校が休みだった時、子どもは一人で宿題をやるのはつまらなかった。親は、やらせるのがつらかった。先生たちもとまどった。久しぶりの学校はうれしかった。分散登校でクラス人数が半分になった時、先生は少しゆったりして、子どもは授業がいつもよりわかる気がした。」とあります。

ネット署名は、インターネットで「20人学級、ネット署名」で検索するとサイトが出てきます。教職員の皆さん、誘い合っは是非ネット署名に参加しましょう。署名は2万人を超えました。



ふつうの生活に月25万円必要

～最低生計費試算調査記者会見 (7/29)～

茨城労連が、最低賃金の1500円への引き上げと全国一律制の実現の根拠を作り出すために、今年2月～5月に取り組んだ最低生計費試算調査の分析結果がまとまり、7月29日に記者会見を行いました。

県内の県立高校や特別支援学校でも合計71人（20代、30代の一人暮らしの方は27人）の教職員皆様にご協力いただきました。今回の記者会見は10～30代の一人暮らしをしている190人のデータをもとに分析したものです。

今回の調査は、茨城労連が茨城大学の長田華子准教授の協力の下で進められたもので、25才の水戸市在住の青年の最低生計費を算出するための価格調査や分析作業に、長田先生のゼミ生が10人参加しています。

記者会見にも3人の学生が参加しました。参加した学生からは「コロナ禍の下で求められているのは、雇用を守ることと賃金を上げることのどちらかではなく、双方だ」「若い世代が未来の希望を持てるようにするには、現状の最低賃金では低すぎる」「来年度の就職先の初任給が調

査結果を下回っていて、社会に出るのが怖い」というような発言がありました。

記者会見は翌日の茨城新聞が記事にしましたが、県内の中学校の先生から電話がありました。「最低賃金や初任給などを中学生に教えたいので、記者会見で使ったデータが手に入りませんか」という質問でした。記者会見で使った最低生計費試算調査結果のデータは茨城労連のHP (<http://ibaraki-roren.com/>) に掲載しましたので、高校でも授業などで活用してください。

ふつうの生活に25万円必要

現在の茨城県の最低賃金は849円です。この金額では、フルタイムで働いたとしても月額14万円にやっと届く程度です。ここから税金などを差し引くと可処分所得は10万円ほどであり、ワーキング・プア状態です。

しかし、医療・介護・販売・輸送・地方公務員など県民の生活を支える職場の非正規労働者は850円など最低賃金ギリギリの時給で働いています。

今回、茨城労連では、茨城県

で労働者がふつうに暮らすために必要な費用を科学的データにもとづいて明らかにしました。

具体的には、主に茨城労連に加盟する各単産の労働者を対象に、生活のパターンを調べる「生活実態調査」及び持ち物をどれくらい所有しているのかを調べる「持ち物に関する調査」を実施し、その結果をもとに生活に必要な費用を一つひとつ丁寧に積み上げる「マーケット・バスケット方式」により、ふつうに暮らすために必要な費用を算定しました。

水戸市内で若者がふつうに一人暮らしをするためには、男性＝月額252,987円、女性＝月額251,124円（ともに税・社会保険料込み）が必要であることがわかりました。これは年額に換算すると約300万円となります（軽自動車所有ケース）。ちなみに、昨年東京都（北区）でも同様の調査結果が公表されましたが、男性＝月額249,642円、女性＝月額246,362円でした（ともに税・社会保険料込み）。

この生計費で想定した「ふつうの暮らし」の内容は、以下の



ようなものです。

①水戸市茨城大近辺の25㎡の1Kのワンルームマンション・アパートに住み、家賃は35,000円（2階、エアコン付き）。中古の軽自動車（44万円）を所有し、通勤や買い物、レジャーに使用。自動車関連費は月額約25,000円。

②冷蔵庫、炊飯器、洗濯機、掃除機などは、量販店で最低価格帯のものでそろえた。

③1か月の食費は、男性＝約42,000円、女性＝約33,000円。朝晩は家でしっかりと食べ、昼食についてはコンビニなどでお弁当を購入（1食あたり500円）。そのほか、月に2回、同僚や友人と飲み会・会食行っている（1回当たりの費用＝3,500円）。

④休日は家で休養していることが多い。1泊以上の旅行は年に2回で、その費用は年間6万円。月に4回は、恋人や友人たちと郊外のショッピングモールに行き、映画・ショッピングを楽しんでいる。（1回2,000円で月に8,000円）

時給1600円以上必要

試算の月額を、賃金収入で得ようとする、時給換算で男性＝1,456円、女性＝1,445円（中央最低賃金審議会が用いる労働時間＝月173.8時間で除した場合）になりますが、これはお盆もお正月もGWもない、非現実的な働き方です。

ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働時間で換算（月150労働時間）してみると、男性では1,687円、女性で1,674円となります。これまで調査を行った21都道府県の結果と大きな差はありません。つまり、最低賃金は全国一律で1,500円以上に引き上げなければならないという結論です。

全国一律に反対する人は、地方である茨城は生活費が東京などに比べて低いと言います。しかし、確かに東京など都市部は住宅費は高くなるが、地方は公的機関が未整備で車がないと生活ができず、交通費が高くなって、相殺された生計費はほとんど変わりません。

また、最低賃金1500円は高すぎて現実的でないという引き上げ反対の意見があります。しかし、最低賃金1500円は月収では約25万、年収では300万円にしかありません。高給取りではありません。憲法25条に保障されたふつうの生活を維持する最低の賃金でしかありません。

昇給やボーナスの増額がなければ将来設計もできず、消費意欲もわいてきません。消費意欲がわいてこなければ、地域経済は疲弊するだけです。

最低賃金の全国一律1500円の実現をみんなの要求で実現しましょう。